

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口は、R3.3月末時点で13,666人、内訳は年少人口：1,529人（11.2%）、生産年齢人口：6,507人（47.6%）、老年人口：5,630人（41.2%）である。

町内のほぼ100%が中小・小規模事業者であり、産業構造を見ると、事業所総数1,073事業所（H26経済センサス）のうち、卸売業・小売業（24.0%）、建設業（13.4%）、宿泊業・飲食サービス業（12.1%）、生活関連サービス業・娯楽業（9.2%）の順に多い。また、産業別総生産では、政府サービスを除くと、建設業、不動産業、サービス業、卸売・小売業の順となっている。

一方、全事業所の約7割が従業員1～4人の事業所であり、有効求人倍率はR3.4月時点で2.04（隠岐郡）となっており、業種に関わらず深刻な人手不足の状況である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく先端設備等導入計画の認定件数：計画期間中15件

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

隠岐の島町全域

(2) 対象業種・事業

全ての業種・事業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

平成30年6月14日（国が同意した日）から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 町税を滞納しているものについては、先端設備導入計画の認定対象とせず、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。